

進学したい…

みなさんのその気持ちを叶えるため、
国が授業料を支援する制度があります

進学をあきらめる前に必ず確認してください

こうとうがっこうとう しゅうがくしえんきんせいど

高等学校等就学支援金制度

家庭の収入状況によりますが、
基本（※）公立高校授業料相当の
年額約12万円が支給されます

（※）全日制の場合。一定の収入を超える高所得世帯は支給されません。
私立学校に通う場合には加算される場合があります。詳細は裏面を確認ください。

返済の必要はありません

入学後に申請が必要です

裏面も必ずご確認ください



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



対象となる学校を確認してください

【対象校（以下の学校であれば、定時制や通信制も対象となります）】

- ・ 高等学校 ・ 中等教育学校後期課程 ・ 特別支援学校高等部
- ・ 高等専門学校（1学年～3学年） ・ 専修学校高等課程
- ・ 専修学校一般課程や各種学校のうち、以下の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
 - ①准看護師 ②調理師 ③製菓衛生師 ④理容師 ⑤美容師
- ・ 文部科学大臣に指定された外国人学校 ・ 海上技術学校



支給額を確認してください

支給には世帯年収による要件があります。

また、私立学校、高等専門学校等へ通う場合は、所得に応じて支給額の加算があります（授業料が上限）。

市町村民税所得割額（保護者の合算）	支給額（全日制・年額）
30万4200円未満 （年収：590万～910万未満程度）	11万8800円
15万4500円未満 （年収：350万～590万未満程度）	17万8200円 【私立・高専等】
5万1300円未満 （年収：250万～350万未満程度）	23万7600円 【私立・高専等】
0円（非課税） （年収：250万未満程度）	29万7000円 【私立・高専等】

※表中の年収は目安です。「市町村民税所得割額」が判断基準です。
（課税証明書等に記載されています。課税証明書は市町村役場にて発行が可能です。）

※市町村民税所得割額が30万4200円以上の場合、支給されません。

※授業料と就学支援金との差額はご負担いただくことになります。



受給するためには申請が必要です

申請書は入学後に各学校から配布されます。その他、ご不明な点は以下までご相談ください。

文部科学省高校修学支援ホットライン 03-6734-3176（平日10:00～17:00）

また、文部科学省ウェブサイトでも情報提供しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

この制度のほか、都道府県独自の支援が受けられる場合があります。（詳細は各都道府県まで）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN